

## 日本理学療法士学会徒手理学療法部門 国際会員登録事業実施要項

### (総則)

第1条 本要項は日本理学療法士学会徒手理学療法部門が実施する国際会員登録事業について、必要事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 本事業は世界理学療法連盟サブグループのひとつである国際整形徒手理学療法連盟（International Federation of Orthopaedic Manipulative Physical Therapists：以下、「IFOMPT」という。）が認定する整形徒手理学療法認定士（Orthopaedic Manipulative Physical Therapist：以下、「OMPT」という。）資格取得のための海外の大学院などのコース修了者を登録し、もってIFOMPTへの登録を行うことを目的とする。

### (申請)

第3条 登録を希望する者は別紙申請書を日本理学療法士協会学会事務所へ提出する。

### (申請資格)

第4条 申請可能な者は次の各項を満たすこと。

- (1) IFOMPTが認定するOMPTのコースを修了していること
- (2) 日本理学療法士協会（以下、「本会」という。）会員であり、会費その他の債務がないこと
- (3) 新人教育プログラムを修了していること
- (4) 徒手理学療法部門に登録していること

### (審査および決定)

第5条 登録にあたっては国際会員認証審査会が審査を行い、その結果を基に徒手理学療法部門運営幹事会が決定し、学会運営審議会へ報告する。

### (国際会員認証審査会)

第6条 国際会員認証審査会は徒手理学療法部門内におき、同部門運営幹事1名以上を含む3名で構成する。

- 2 国際会員認証審査会に部会長を置き、部会長は国際会員認証審査会を統括する。
- 3 部会長は徒手理学療法部門代表運営幹事の推薦に基づき、学会運営審議会議長が任命する。

(審査料)

第7条 申請料および事務手続きに関する費用については、協会認定理学療法士制度に準ずる。

(登録取り消し)

第8条 以下のいずれかに該当する場合は、登録を取り消す。

- (1) 本人からの申し出があった場合
- (2) 本会を退会、休会した場合、または会員資格停止処分となった場合
- (3) 本会会費、その他の費用を納めない場合
- (4) 徒手理学療法部門の登録を取りやめた場合
- (5) その他、公序良俗に反する行為を行い、認定が不適切と学会運営審議会議長が認めた場合

(庶務)

第9条 本事業の庶務は学会事務所が行う。

(改廃)

第10条 本要項の改廃は学会運営審議会の承認を必要とする。

附則

1. 本要項は平成28年9月3日から施行する。